

(独)福祉医療機構(一般勘定)

http://www.wam.go.jp/hp/

1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るため、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の設置等に必要な資金及び病院、診療所、介護老人保健施設等の医療関係施設等の設置等に必要な資金の融資(貸付事業)を行っている。
(参考)

財政投融資対象外の主な事業としては、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業等がある。

2. 財政投融資計画額等

(単位:億円)

30年度財政投融資計画額	29年度末財政投融資残高見込み
3,486	32,295

3. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

① 政策コスト

(単位:億円)

区 分	29年度	30年度	増 減
1.国からの補助金等	53	57	+5
2.国への資金移転	-	-	-
1~2 小計	53	57	+5
3.国からの出資金等の機会費用分	△194	△335	△141
1~3 小計	△142	△277	△136
4.欠損金の増減分	△63	△58	+5
1~4 合計=政策コスト(A)	△205	△335	△131
分析期間(年)	37	38	+1

② 投入時点別政策コスト内訳

(単位:億円)

区 分	29年度	30年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	△205	△335	△131
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	54	68	+14
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	△259	△403	△145
国からの補助金等	53	57	+5
国への資金移転	-	-	-
剰余金等の増減に伴う政策コスト	△311	△461	△150
出資金等の機会費用分	-	-	-

<参考> 補助金・出資金等の30年度予算計上額

補助金等 48 億円
出資金等 -

③ 経年比較分析

(単位:億円)

区 分	29年度	30年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	△205	△335	△131
(A') (A)を29年度分析と同じ前提金利で再計算した政策コスト	△205	△340	△135
(B) (A')のうち30年度以降に発生する政策コスト	△261	△340	△79

30年度の政策コストは △ 335億円である。29年度と30年度の前提金利の変化による影響を捨象し、30年度以降に発生する政策コストを比較すると、実質的な政策コストは29年度から79億円減少したと分析される。このような実質的なコスト減は、以下のような要因によるものと考えられる。

- ・30年度新規融資の利差等によるコスト増(+70億円)
- ・31年度以降の財投機関債発行見込額の減少によるコスト減(△10億円)
- ・貸倒償却の増によるコスト増(+7億円)
- ・28年度実績確定及び29年度見込改定によるコスト減(△130億円)
- ・運用収入の増加によるコスト減(△35億円)
- ・その他(事務費等支出の増等)の要因によるコスト増(+19億円)

④ 発生要因別政策コスト内訳

(単位:億円)

(A) 30年度政策コスト【再掲】	△335
① 繰上償還	21
② 貸倒	7
③ その他(利ざや等)	△363

⑤ 感応度分析(前提条件を変化させた場合)

(単位:億円)

変化させた前提条件とその変化幅	政策コスト(増減額)
貸付及び調達金利+1%	10 (+345)
増減額のうち機会費用の増減額	+340
貸倒償却額+10%	△ 323 (+12)
増減額のうち機会費用の増減額	+1

4. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

[試算の概要]

- ① 機構の行う事業のうち、福祉医療貸付事業を經理している一般勘定を試算の対象としている。ただし、当該勘定に含まれる福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業及び社会福祉振興助成事業に係る費用については、分析の対象から除外した。
- ② 既往の貸付金残高 3兆4,916億円(29年度末予定額)に加え、30年度の事業計画(貸付契約額3,716億円)に基づき貸付を実行した場合について試算している。
- ③ 分析期間は、既往の貸付金に加え、30年度の事業計画に基づく貸付金が全て回収され、財政融資資金借入金全て償還されるまでの38年間としている。
- ④ 一般管理費等については、32年度以降は貸付金の管理及び回収業務についてのみ計上している。

[将来の事業見通しの考え方]

- ① 30年度の貸付金3,699億円及び31年度の貸付金1,367億円を67年度までに回収することとしている。
(なお、31年度に交付する1,367億円については、30年度以前融資分に係る未交付貸付金である。)
- ② 繰上償還については、平成10年10月1日以降の貸付申込受理分から任意の繰上償還には弁済補償金が付されるので、弁済補償金付と弁済補償金無に区分されるが、弁済補償金付繰上償還については、財政融資資金借入金についても弁済補償金付の繰上償還を行うので、政策コストに影響を与えないことから見込まず、弁済補償金無繰上償還のみを見込んでいる。平成30年度の繰上償還額は、概算決定と同額を計上。平成31年度以降の繰上償還額は、各年度期首残高に過去の実績に基づいた繰上償還率を乗じて試算しているが、弁済補償金無の対象となる貸付金残高が年々減少していくため、繰上償還率も減少する見込みとなる。

※各欄は単位未満四捨五入の端数処理により、合計において合致しない場合がある。

③ 貸倒償却については、30年度予算における貸倒引当金計上額を分析期間内で償却することとし、総額で114億円を見込んでいる。
 なお、貸倒償却額は各年度の貸付金残高を基に算出しており、貸倒償却率は下記のとおりである。

(単位:%)

年度	(実績)	(見込み)	(計画)	(試算前提)						
	28	29	30	31	32	33	34	35	36～58	59～67
繰上償還率(福祉)	0.65	0.11	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	—
繰上償還率(医療)	2.76	0.55	0.42	0.38	0.33	0.29	0.25	0.20	0.16	—
貸倒償却率	0.040	—	累計0.326%(注)							

(注) 平成30年度期首残高に対する分析期間中の貸倒償却推計総額の比率

④ 28年度末におけるリスク管理債権の残高は801億円。民間の企業会計に準拠した場合の貸倒引当金は101億円(28年度末)である。
 (貸倒引当金/貸付金残高(貸付受入金控除後))=0.297%)

5. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

[補助金等が投入される理由]

福祉・保健・医療サービス提供基盤となる社会福祉施設や医療施設等は、少子・高齢化社会に対応して国民生活に不可欠の社会資源であり、その整備等の促進を図るための経費等として一般会計から調達金利と貸付金利の金利差にかかる補給金等を受け入れている。

(根拠法令等)

・独立行政法人通則法 第46条(運営費交付金)

「政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。」

・予算補助(利子補給金)

[国庫納付根拠法令]

独立行政法人福祉医療機構法

第16条 機構は、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の承認を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第12条第1項に規定する業務の財源に充てることことができる。

2 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、同条第四号に掲げる業務に係る勘定及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残高があるときは、その残高の額を国庫に納付しなければならない。

3 略

4 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

独立行政法人通則法

第46条の2 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第30条第2項第5号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第35条の5第2項第5号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第35条の10第3項第5号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。))がある場合には、その額を除く。)の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第30条第2項第5号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第35条の5第2項第5号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第35条の10第3項第5号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

6. 特記事項など

機構の福祉医療貸付事業の政策コストは、少子・高齢化社会において福祉・医療・介護サービスの充実のために欠かせない社会資源である社会福祉事業施設及び病院等の医療関係施設等の設置・整備等に必要な資金を政策的に長期・低利で融資するためのものであり、機構の融資により、社会福祉事業施設及び医療関係施設の整備が推進され、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上が図られている。

(参考) 当該事業の成果、社会・経済的便益など

1 融資実績等

	平成28年度融資実績		平成28年度まで融資累計額		平成28年度末融資残高	
福祉貸付	974件	1,927億円	43,316件	47,028億円	17,261件	19,978億円
医療貸付	99件	1,146億円	95,767件	64,806億円	5,406件	14,908億円
合計	1,073件	3,074億円	139,083件	111,835億円	22,667件	34,886億円

2 過去10年間(平成19～28年度)における貸付事業の成果

① 福祉貸付事業においては、民間の社会福祉施設が施設数で8千施設、定員で38万人分の整備が図られた。

老人福祉施設 16.2万人(60.3万人)

障害福祉施設 2.2万人(12.8万人)

児童福祉施設 19.4万人(166.4万人)

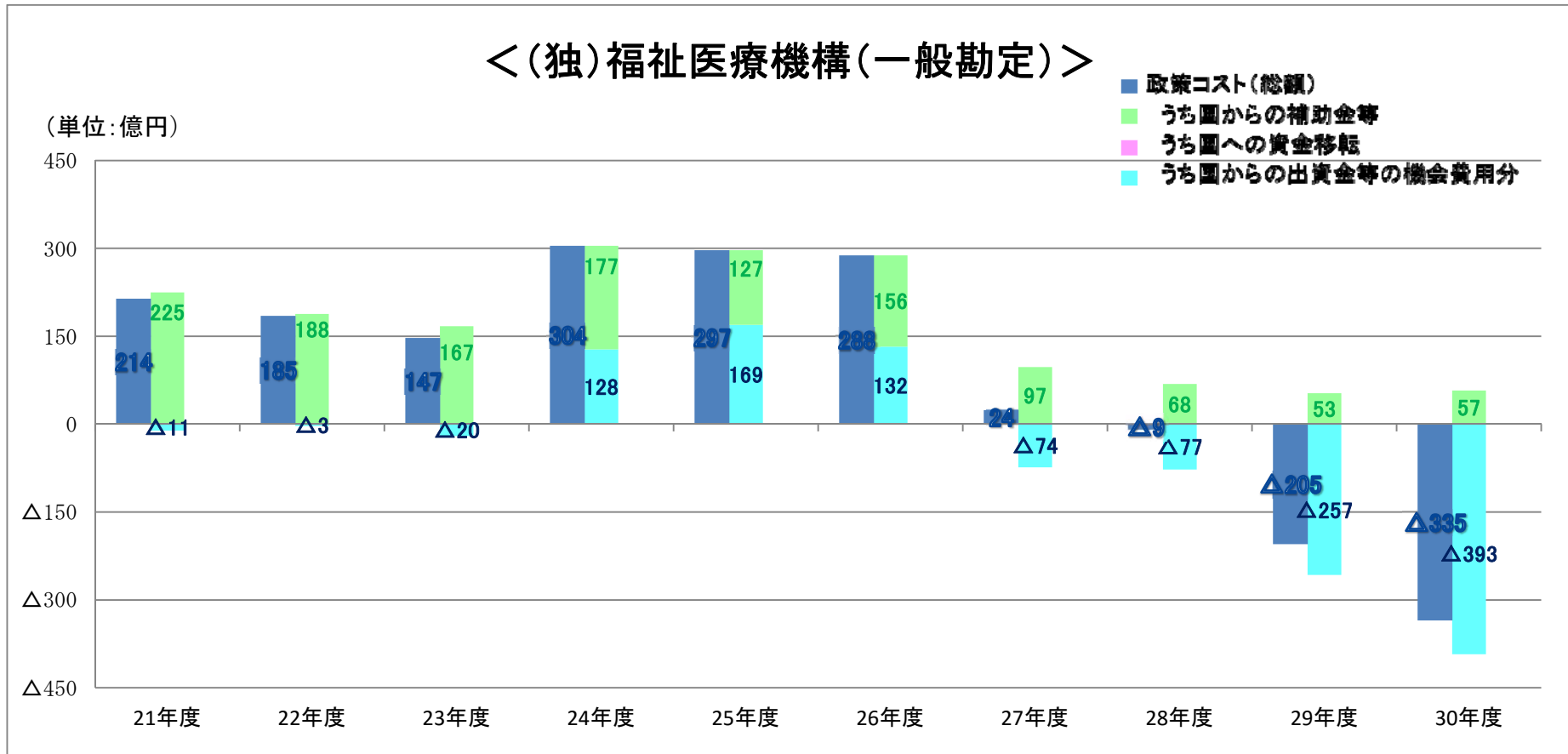
(注) ()書は平成28年10月現在の民間社会福祉施設等の定員である。

② 医療貸付事業においては、医療関係施設8百施設の新設、9百施設の増改築が行われ、病床等の整備が図られた。

介護老人保健施設 2.7万人(32.8万人)

病院 0.8万床(120.7万床)

(参考)構成要素別政策コストの推移



(注)各年度の政策コストについて、推計に適用される金利等の前提条件は異なる。

(ポイント)

- ・23年度の補正予算により、東日本大震災に対する災害復旧・復興融資(無利子貸付等)によって発生する金利差(逆ザヤ)を補てんするために政府出資金を受け入れたこと及び貸付期間の延長に伴い分析期間が延長したことにより、24年度から26年度までは国からの出資金等の機会費用分が増加傾向。
- ・27年度以後は前提金利の低下に伴い、資金繰りを目的とした債券発行に係るコストが大幅に減少したため、損益が改善し、剰余金が発生することにより、国からの出資金等の機会費用分がマイナスコストとなる。

(参考)貸借対照表、損益計算書

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	28年度末実績	29年度末見込	30年度末計画	科目	28年度末実績	29年度末見込	30年度末計画
(資産の部)				(負債及び純資産の部)			
流動資産	270,094	274,390	276,171	流動負債	299,182	290,462	288,812
現金及び預金	4,305	2,353	2,055	運営費交付金債務	392	-	-
1年以内回収予定長期貸付金	261,040	267,648	269,784	預り補助金等	1,095	-	-
未収収益	4,847	4,531	4,475	預り寄附金	0	230	230
未収入金	37	-	-	1年以内償還予定福祉医療機構債券	20,000	20,000	20,000
その他	4	-	-	債券発行差額(△)	△0	△0	△0
貸倒引当金	△139	△142	△143	1年以内返済予定長期借入金	269,701	263,199	261,488
固定資産	3,128,102	3,214,519	3,307,215	未払金	145	115	115
有形固定資産	330	139	87	未払費用	7,345	6,872	6,935
建物	48	7	6	前受金	10	-	-
車両運搬具	0	0	0	預り金	12	-	-
工具器具備品	186	132	81	その他	481	47	45
土地	97	-	-	固定負債	3,082,040	3,182,096	3,278,903
無形固定資産	532	285	58	資産見返負債			
ソフトウェア	531	284	57	資産見返運営費交付金	559	306	73
電話加入権	1	1	1	長期預り寄附金	-	453	423
投資その他の資産	3,127,240	3,214,094	3,307,070	福祉医療機構債券	205,000	215,000	225,000
長期貸付金	3,127,188	3,214,081	3,307,102	債券発行差額(△)	△12	△11	△9
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	9,310	9,877	10,495	長期借入金	2,876,378	2,966,279	3,053,391
敷金・保証金	708	708	708	その他	116	69	24
貸倒引当金	△9,966	△10,571	△11,235	(負債合計)	3,381,222	3,472,558	3,567,715
				資本金			
				政府出資金	22,136	22,136	22,136
				資本剰余金	△984	△1,020	△1,021
				資本剰余金	△678	△925	△925
				損益外減価償却累計額(△)	△209	△95	△96
				損益外減損損失累計額(△)	△98	-	-
				繰越欠損金			
				当期未処理損失	△4,179	△4,765	△5,444
				(うち当期総損失)	(△ 34)	(△ 586)	(△ 680)
				(純資産合計)	16,973	16,351	15,671
資産合計	3,398,196	3,488,909	3,583,385	負債・純資産合計	3,398,196	3,488,909	3,583,385

(注) 1. 貸借対照表には、政策コスト分析対象外事業に係る金額を含む。

2. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	28年度実績	29年度見込	30年度計画	科目	28年度実績	29年度見込	30年度計画
(損失の部)				(利益の部)			
経常費用	50,780	42,986	44,718	経常収益	50,774	42,400	44,039
福祉医療貸付業務費	48,562	39,927	41,907	運営費交付金収益	2,445	2,481	1,829
経営指導業務費	292	326	325	福祉医療貸付事業収入	44,819	35,376	37,559
福祉保健医療情報サービス業務費	391	1,138	661	経営指導事業収入	49	46	49
社会福祉振興助成業務費	669	721	954	福祉保健医療情報サービス事業収入	4	6	4
一般管理費	861	873	872	社会福祉振興助成事業収入	-	5	9
雑損	6	-	-	補助金等収益	3,264	4,225	4,124
臨時損失	28	-	-	寄附金収益	-	0	230
国庫納付金	28	-	-	資産見返運営費交付金戻入	186	254	232
				財務収益	0	4	0
				雑益	6	2	2
				当期純損失	34	586	680
				当期総損失	34	586	680
合計	50,808	42,986	44,718	合計	50,808	42,986	44,718

(注) 1. 損益計算書には、政策コスト分析対象外事業に係る金額を含む。

2. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。